

## 平成29年度第7回役員会 議事要旨

日時 平成29年9月11日（月） 13時10分～14時10分  
場所 学長室  
出席者 和田学長，江頭理事，鈴木理事，海老名理事  
欠席者  
陪席者 近藤副学長，関事務局長，石橋監事，小嶋監事

### 議 案

#### 1. 小樽商科大学附属図書館利用規程の一部改正（案）について

和田学長から，審議資料1に基づき，小樽商科大学附属図書館利用規程の一部改正（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，本日付けで施行し，平成29年4月1日から適用する旨発言があった。

### 協 議 事 項

1. 国立大学法人小樽商科大学職員懲戒規程の一部改正（案）について
2. 国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正（案）について
3. 国立大学法人小樽商科大学権利問題等調整委員会規程の一部改正（案）について

和田学長から，協議事項1～3については関連する案件であるため，併せてご審議いただく旨発言があった。

その後，協議資料1～3に基づき，国立大学法人小樽商科大学職員懲戒規程の一部改正（案），国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正（案）及び国立大学法人小樽商科大学権利問題等調整委員会規程の一部改正（案）について諮られ，原案どおり承認された。

承認後，和田学長から，懲戒規程及びハラスメントの防止等に関する規程については就業規則関連規程のため，教職員組合への情報提供及び過半数代表者への意見聴取，10月11日開催の教育研究評議会の議を経て，10月23日開催の役員会に附議することとし，権利問題等調整委員会規程については教職員組合への情報提供等は不要のため，10月11日開催の教育研究評議会の議を経て，10月23日開催の役員会に附議する旨発言があった。

#### 4. 小樽商科大学新光町宿舎の処分について

和田学長から、協議資料4に基づき、小樽商科大学新光町宿舎の処分について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、9月25日開催の経営協議会の議を経て、同日開催の役員会に附議する旨発言があった。

### 報 告 事 項

#### 1. 平成30年度概算要求（財務省要求）について

和田学長から、報告資料1に基づき、平成30年度概算要求（財務省要求）について報告があった。

#### 2. 国立大学法人小樽商科大学修学支援基金授業料免除特別枠事業実施要項の制定について

和田学長から、報告資料2に基づき、国立大学法人小樽商科大学修学支援基金授業料免除特別枠事業実施要項の制定について報告があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、9月25日（月）経営協議会終了後に開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上